

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	志賀地域し尿収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市北小松他
概要	<p>志賀地域には下水道未整備地区が多く残されている状況にあり、市には、し尿を収集する責任があることから、日常生活において排出されるし尿汲み取りを確実にいくために、適正に収集運搬するものである。</p> <p>【収集区域】 小松、木戸、和邇、小野学区</p>
契約期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年4月1日
契約金額	32,060,112円(年間予定額)
契約の相手方	[所在地] 大津市木戸1178 [名称] 株式会社 日映志賀
契約相手方の選定理由	<p>当該業者は、志賀地域に拠点を置く唯一のし尿収集運搬業者であり、当該地域において長期にわたり効率的、安定的にし尿の収集、運搬業務を行っている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条」に規定する委託の基準を満たす唯一の業者である。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の委託基準 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有するものであること。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。